

## 新しい専門医制度の進行状況と日本小児循環器学会専門医制度委員会の対応-第一報

特定非営利活動法人 日本小児循環器学会

理事長 安河内 聡

専門医制度委員会委員長 富田 英

従来 わが国では各学会がそれぞれの領域の専門医制度を運営し、学会が専門医を認定する形をとっています。このうち厚生労働省がかかげる一定の基準（いわゆる外形基準）を満たした専門医のみが専門医であることを広告することを認められています。この基準を満たしているか否かの審査は従来、専門医制度を運営する学会が加盟する社団法人 日本専門医制評価・認定機構(<http://www.japan-senmon-i.jp/>)が行い、これを受けて厚生労働省が広告を認めるという形をとっておりました。

日本小児循環器学会が運営する小児循環器専門医制度は、2011年、この機構への入社が認められ、2013年、この機構から専門医としての認定を受けましたが、この間、厚生労働省を中心として専門医のあり方に関する見直しが行われており、この見直しが終了するまでは新たに広告可能な専門医は認定しないとの厚生労働省の方針により広告することができない状態が続いております。

2013年、専門医のあり方に関する検討会の報告書（資料①）がまとめられたことを受け、現在の機構に代わる中立的第三者機関（仮称 日本専門医機構）が2014年前半には立ち上がり、新たな枠組みで専門医の教育・認定を行うこととなりました。専門医制度の運営はほぼ従来どおり、それぞれの専門医制度を運用する学会が担う形になりますが、それぞれの制度が専門医のあり方に関する検討会の報告書に沿った研修や教育の体制を構築し、認定・更新を行っているか否かなどについては新しい機構が審査・認定する形になります。現在の日本専門医制評価・認定機構では基盤領域18、サブスペシャリティー領域34の専門医制度が認定されておりますが、現在認定された18に総合診療医を加えた19の基盤領域専門医については2017年度に後期臨床研修を開始する研修医から新しい制度での研修を開始すべく体制整備が進められております。新しい機構がまだ正式には立ち上がっていないこともあり、各学会で既に認定された専門医が新しい制度ではどのような位置づけになるのか、サブスペシャリティー領域専門医の研修は何時から開始され、その場合の基盤領域専門医との関係はどうなるのか、など多くの重要な点についてまだ明らかにはなっておりません。

日本小児循環器学会専門医制度委員会としては、重要な情報の収集につとめ、他の学会と連携しながら、新しい制度への対応を進めさせていただいており、現在 提示されている専門医制度整備指針2014にそった制度の見直し作業を行っております。今後、明確にな

った点から逐次この日本小児循環器学会ホームページでご報告させていただきます。

2014年4月16日

パタン2

## 専門医制度委員会からのお知らせ

特定非営利活動法人 日本小児循環器学会

理事長 安河内 聡

専門医制度委員会委員長 富田 英

日本小児循環器学会のホームページに「新しい専門医制度の進行状況と日本小児循環器学会専門医制度委員会の対応-第一報」を掲載しました。

詳細は [URL を記載](#) をご覧下さい。